

多久市ホームページのリンク掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多久市の行政情報、観光情報、企業情報等を広く紹介するために、多久市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）にリンク掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「リンク掲載」とは、市ホームページの特定ページ（企業・個人・その他のページ）から連結できる仕組みをいう。

(リンク掲載の基準)

第3条 リンク掲載の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、申請者のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものはリンク掲載の許可をしないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (5) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (9) 商品先物取引業若しくは金融先物取引業又は消費者金融業に類するもの
- (10) リンク掲載者の主体又は責任の所在が不明確なもの
- (11) リンク掲載者の所在地が多久市外にあるもの
- (12) その他、掲載することが不相当であると市長が認めるもの

(リンク掲載の方法)

第4条 リンク掲載の位置等については、次のとおりとする。

- (1) リンク掲載の位置は、市ホームページの「企業・個人・その他」のページとする。
- (2) リンクする掲載の種類は、文字のみとする。ただし、閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるときは、掲載できないものとする。
- (3) リンクする掲載の文字数は、最大20文字とする。絵文字等の使用は禁止する。

(リンク掲載の申し込み)

第5条 申請者は、多久市ホームページリンク掲載依頼申請書（様式第1号。以下「掲載依頼申請書」という。）を多久市に提出しなければならない。

(リンク掲載の許可)

第6条 申請者から多久市へ掲載依頼申請書の提出があった場合は、第3条の基準に基づく審査を経て、掲載の適否を決定する。

2 多久市は、前項のリンク掲載依頼申請書を受理し、適当と認めるときは、多久市ホームページリンク掲載許可書(様式第2号)を交付する。

(リンク掲載期間及び継続)

第7条 リンク掲載する期間は、申請者が申し込みをした年度の4月から5年とする。ただし、既に市ホームページのリンク掲載の許可を受けているもの(以下「リンク掲載者」という。)で、5年を超えてリンク掲載を継続しようとするものは、掲載期限の1箇月前までに、掲載依頼申請書を提出し、第3条の基準に基づく審査で適当と認められる場合は、更に5年間継続することができるものとする。

(リンク掲載の削除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市は直ちに掲載を削除し、速やかに多久市ホームページリンク掲載削除通知書(様式第3号)をリンク掲載者に通知する。

- (1) リンク掲載者のホームページが無くなったとき。
- (2) 第3条の基準に該当すると判断したとき。
- (3) 第7条の掲載期間が経過したとき。
- (4) 多久市ホームページリンク掲載削除依頼書(様式第4号)によりリンク掲載の削除依頼があったとき。
- (5) 多久市がリンク掲載者のホームページが適当でないと判断したとき。

(掲載料)

第9条 リンク掲載の費用については、無料とする。

(免責事項)

第10条 リンク掲載されなかったこと、またリンク掲載されたホームページによって発生したいかなる不利益に関しても、多久市は一切責任を負わないものとする。

2 リンク掲載されたホームページにおける著作権、責任等は、各ホームページの管理者に帰属するものとし、多久市は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、リンク掲載の取扱いに関して必要な事項は、多久市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。